

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

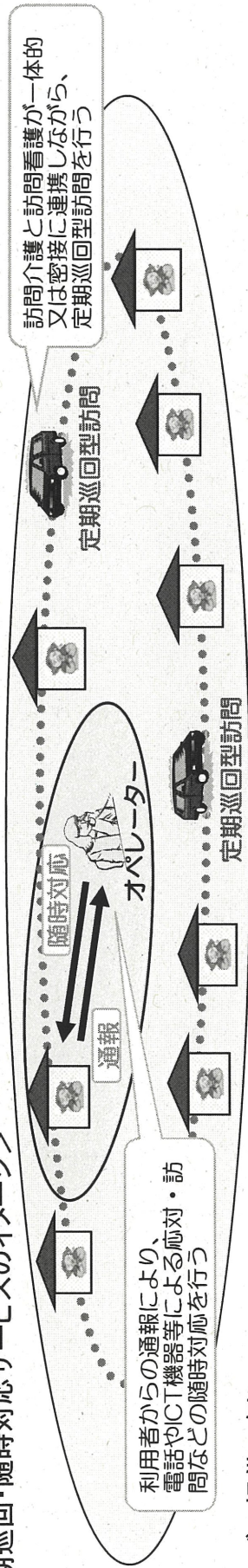
定義

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、
 - ・ 定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うもの（訪問看護を一体的に行う場合）
 - ・ 定期巡回訪問、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携し訪問看護を行うもの（他の訪問看護事業所と連携し訪問看護を行う場合）
- のうち、いずれかをいう。

経緯

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が不足しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設（平成24年4月）。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



<サービス提供の例>

	0時	2時	4時	6時	8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時
月												
火												
水				水分補給 更衣介助								
木							通所介護					
金												
土												
日												

定期巡回
随時訪問
訪問看護

- ・ 日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
- ・ 訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
- ・ 定期的な訪問だけでなく、必要ときに随時サービスを受けることが可能